

諮問日：平成29年3月16日（平成28年度（最情）諮問第34号）

答申日：平成29年6月9日（平成29年度（最情）答申第5号）

件名：特定裁判官が自殺した原因に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定裁判官が自殺した原因に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年2月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

インターネット上で検索すれば、特定裁判官が自殺したことを容易に知ることができるから、それに関する情報は、慣行として公にされている情報といえる。

仮に特定裁判官の自殺が不開示情報に該当するとしても、公益上の理由による裁量的開示がされるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定裁判官が自殺した事実の有無という個人に関する情報が公になる。この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報

に相当し、当該情報は、同号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報にも相当しない。

また、本件開示申出については、公益上特に必要があるとは認められず、取扱要綱記第4に定める裁量的開示を行うべき場合に当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年4月21日 審議
- ⑤ 同年6月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、特定裁判官が自殺した原因に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書の開示を求めるものであるから、このような文書の存否を答えると、特定裁判官が自殺した事実の有無が明らかになるものと認められる。そして、このような情報が法5条1号に規定する不開示情報に相当するものであることは明らかであり、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした原判断は、妥当である。

苦情申出人は、慣行として公にされている情報であるから不開示情報に相当しないのみならず、公益上の必要性があるから裁量的開示がされるべきであるなどと主張するが、いずれも独自の見解といわざるを得ず、採用することはできない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答

えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人